

## 卸売市場法の改正について

## 1 経緯

卸売市場法の改正に向けては、平成28年11月に政府の規制改革推進会議が示した「合理的理由のなくなっている規制は廃止する」との方針のもと、これまで国において検討が続けられてきた。

昨年12月に開催された内閣府の「農林水産業・地域の活力創造本部」会議において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、卸売市場法は存続のうえ、取引の公正・透明性を確保するための最小限の規制以外は、国の関与を極力排除し、市場ごとに取引ルールを定めることとなった。

## 2 法改正の概要

## ＜改正のポイント＞

項目		現行法	改正案
中央卸売市場の開設		根拠法は卸売市場法	同左
		国が整備方針・計画を策定	<u>国が基本的な方針を策定</u> → <u>施設整備の支援は維持</u>
		開設者は人口20万人以上の市 →国が「認可」する	<u>開設者の制限なし</u> →一定水準以上の規模をもつ卸売市場を <u>国が「認定」</u>
		国が指導・検査監督	同左
		取引結果を公表	<u>取引条件・結果を公表</u>
取引規制	受託拒否	禁止	同左
	差別的取扱		
	代金決済の確保	開設者が策定・公表	同左
	第三者販売	原則禁止	<u>各市場の関係者で協議し、必要に応じて設定</u>
	直荷引き		
	商物一致		

[.....部分：現行法からの変更箇所]

## ＜用語の説明＞

- ・受託拒否の禁止 : 卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない
- ・差別的取扱の禁止 : 卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない
- ・第三者販売の原則禁止 : 卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない（例外規定あり）
- ・じかにび直荷引きの原則禁止 : 仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない（例外規定あり）
- ・商物一致の原則 : 卸売業者は、市場内の生鮮食料品以外の生鮮食料品の卸売をしてはならない（例外規定あり）

### 3 中央卸売市場の「認定」について

国から中央卸売市場の「認定」を受けるためには、農林水産省が定める基本方針に照らして適切であることや、法令に違反しないことなど、国が新たに定める認定基準に適合する必要がある。

その他一定水準以上の規模（施設の面積）を有する卸売市場は中央卸売市場として認定するとのことから、本市場は中央卸売市場として認定される見込みである。

### 4 想定される法改正のスケジュール

- ・平成30年 3月 卸売市場法改正法案 通常国会 提出
- ・平成30年 6月下旬～7月 改正卸売市場法 公布
- ・平成30年 夏～秋 改正卸売市場法 政省令・基本方針 公布
- ・平成32年 夏ごろ 改正卸売市場法 施行

※ 各卸売市場は、平成31年度中に業務規程を定める条例改正が必要

### 5 今後の対応

本市場の公共的機能の維持・強化と、規制緩和を前向きに捉えた取引の活性化に向け、今後、市場関係者と十分な意見交換を重ね、必要な取引ルールの策定に向けて検討を進める。